

上秋津治山観測調査業務入札説明書

近畿中国森林管理局における上秋津治山観測調査業務に係る入札公告（調査業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

本件は本件に係る令和8年度予算が成立することを条件とする。

契約締結は令和8年4月1日とするが、本件に係る令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算が成立した日とする。

また、暫定予算となった場合、暫定予算の期間以降は本予算成立後その効力を発するものとする。

1. 公告日 令和8年2月12日

2. 支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀

3. 業務概要

(1) 業務名 上秋津治山観測調査業務（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）

(2) 業務場所 和歌山県田辺市（紀伊田辺地区民有林直轄治山事業区地内）

(3) 業務内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
（近畿中国森林管理局での閲覧書類を参照）

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方式等

ア 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

イ 本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から近畿中国森林管理局長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

(6) その他

ア 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・ 受付窓口：別表1の5に同じ。
- ・ 受付時間：別表1の5に同じ。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す期間に同種業務を実施した実績を有すること。
なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が 60 点未満のものを除く。
- (6) 近畿中国森林管理局長が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が 60 点以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者）及び照査技術者（成果物の内容について技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。
ア 次のいずれかに該当する者とする。
 - (ア) （一社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）、博士（業務に該当する部門）、（一社）建設コンサルタンツ協会が行う RCCM の登録（森林土木部門の登録に限る。）、（公社）日本技術士会が行う技術士の登録（森林部門（林業部門を含む）のうち選択科目、森林土木に限る。）のいずれかの資格を有する者。
 - (イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者。
 - (ウ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者。
 - (エ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 28 年以上ある者。

イ 別表1の2に示す期間に完成・引渡し完了した、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあつては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満のものは経験した業務として認めない。

ウ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書提出日以前において3ヶ月以上）があること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合。

(10) 本店、支店又は営業所が、別表1の4に示す区域内に所在すること。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限7MBのため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式 1-1）、「添付書類一覧」（様式 1-2）、「確認資料」（様式 2-1、2-2、3 及び添付資料）をそれぞれ添付し提出すること。各々のファイルにまとめ（圧縮ファイルでもよい。ファイルの形式はウによる）契約書の写し等の添付書類は本文の様式に貼り付けるか、様式とともに 1 つの圧縮ファイルにまとめ提出すること。

ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、下記（ア）から（エ）の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書等として送信し、必要書類の一式は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限 7MB のため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。電子入札システムとの分割提出は認めない。

（ア） 電子メールで提出する旨の表示

（イ） 書類の目録

（ウ） 書類のページ数

（エ） 送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス

（オ） 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。

ウ ファイル形式：

電子入札システムによる提出に当たっては、申請書等は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

エ 提出期間：別表 1 の 5 のとおり

オ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり

(2) 申請書は、様式 1-1 により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

提出資料は申請書（様式 1-1）を 1 頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること（全頁数が 10 頁のときは「1/10」から「10/10」と表示）。

また、提出書類の添付資料のうち様式 2、様式 3 に係わる添付資料は、提出（省略）確認のため、添付書類一覧（様式 1-2）を作成し、提出すること。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日における近畿中国森林管理局への入札参加が 2 回目以降となる場合は、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

ア 同種業務の実績（様式 2-1）

4. (5) に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を 1 件記載すること。

ただし、同種業務の要件が複数（例：「治山事業における山腹工の測量設計業務」及び「林

道事業における〇〇測量設計業務」) の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種業務の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務1件でよい。)

イ 配置予定技術者の状況(様式3)

4.(8)ア、イに掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験等を1件記載すること。配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

なお、複数の同種業務の経験(例:「治山事業における山腹工の測量設計業務」及び「林道事業における〇〇測量設計業務」)を必要とする場合は、要件毎にそれぞれ1件、経験を記載すること(一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種業務の経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務1件でよい。)

ウ 契約書の写し等(添付資料)

様式2-1の同種業務実績においては、ア 同種業務実績として記載した業務に係る契約書の写し(業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分)、イ 同種業務が確認できる書類の写し(仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該業務が(一財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)。以下「TECRIS」という。」に登録されており、その内容がア、イを確認できる場合は、業務カルテの写し(ア、イが確認できる部分)を同種業務実績の証明とすることができる。

様式2-2の近畿中国森林管理局長が発注した同種業務の受注実績においては、近畿中国森林管理局長が発注した同種業務で、業務成績評定通知書がある場合は、業務成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、業務成績評定点が60点以上のものに限る。

様式3の配置予定技術者の同種業務経験については、ア 同種業務経験として記載した業務に係る契約書の写し、イ 同種業務経験が確認できる書類の写し、ウ 管理技術者又は照査技術者として従事したことが確認できる書類の写し(業務計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該業務がTECRISに登録されており、その内容がア、イ、ウを確認できる場合は、業務カルテの写し(ア、イ、ウが確認できる部分)を同種業務経験の証明とすることができる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写しを添付すること。必要書類がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

様式2-1及び様式3で、TECRIS登録を「有」とした場合は、TECRIS登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できるものとする。

エ 4.(3)建設コンサルタント登録規程に基づく森林土木部門の登録を受けていることが確認できる資料を添付すること。(登録通知の写し)

オ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。

(4) 申請書等作成説明会

原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に申請書等の提出がない場合(必要書類の未提出等も含む。)又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容(丁寧を実施する等)の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無については、別表2の1に示す日までに通知する。競争参加資格「無」とした者に対しては、

その理由を付して通知する。

(7) 確認資料のヒアリング

確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（別紙様式1）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表2の2のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の2に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：別表2の2のとおり。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（別紙様式2）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

(7) (4)の再苦情を申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

7. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ア 受領期間：別表 2 の 3 のとおり。
 - イ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。
 - ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを、入札公告日の翌日から開札日の前日まで、近畿中国森林管理局ホームページ「公告中の案件に関する質問及び回答」に随時掲載する方法により公表する。

ホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>

8. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札：別表 1 の 7 のとおり。
- (2) 紙入札方式による入札：別表 1 の 7 のとおり。
- (3) 開札：別表 1 の 7 のとおり。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

9. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

 - ア 利付き国債の提供
 - イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

11. 業務費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は発注者名及び業務名とともに、数量、単価、金額、会社名等を必ず記載すること。
なお、消費税相当額は業務価格に10%を乗じた額とする

ア 電子入札システムの場合

(ア) 提出方法

業務費内訳書を5.(1)のウに示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、業務費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、次の(イ)により提出すること。

(イ) 電子メールについて

工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ電子メール（締切日時必着）で提出すること。電子メールで提出する場合には、業務費内訳書の一式を送信するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。電子メールにより提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面（様式は自由。）を作成し、業務費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- (A) 電子メールで提出する旨の表示
 - (B) 書類の目録
 - (C) 書類のページ数
 - (D) 送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス
- 提出先は、別表1の5のとおり。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5.(1)ウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名を行った業務費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、当該業務費内訳書が次の各項に掲げる場合に該当するものについては、「入札者注意書11」に該当する入札として、当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

業務費内訳書を無効とするもの

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の業務の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書が特定できない場合
- (カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

(ア) 他の業務費内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

(ア) 発注者名が無い又は誤りがある場合

(イ) 業務名が無い又は誤りがある場合

(ウ) 提出業者名が無い又は誤りがある場合

(エ) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

12. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13. 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札説明書・入札者注意書（近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件業務のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

(3) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 上記(1)の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(6) (5)に該当する事実が契約後に確認された場合には、発注者は国有林野事業業務請負契約約款第44条第8号、同条第10号を適用し契約を解除することができるものとする。

14. 落札者の決定方法

(1) 落札者は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱す事となるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(2) (1)において、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落

札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合、又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- (3) 予定価格が 1,000 万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、後述 15. に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

15. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴することがある。）
- イ 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- ウ 手持の建設コンサルタント等業務の状況
- エ 手持機械等の状況
- オ 過去に請け負った官公庁発注建設コンサルタント等業務名及び発注者
- カ 経営内容

- (2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札者注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (3) 入札者が虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合若しくは監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止を行うことがある。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行に当たり、受注者は、次の(1)から(5)について実施しなければならないものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を、受注者の負担により実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。

- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐すること。

- (3) 配置予定技術者とは別に、以下のアからイまでのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、その旨が確認できる書面として、「増員する担当技術者の経験及び能力」（様式 4）、「増員する担当技術者の過去 4 年間の同種業務の実績一覧」（様式自由）、配置予定管理技術者及び増員する担当技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。

ア 増員する担当技術者が管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者。

イ 配置予定管理技術者の保有しているすべての資格を有している者。

すべての要件を満たす増員する担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

なお、増員する担当技術者は、TECRISに登録すること。

(4) 業務実施上必要となるすべての打合せに配置予定管理技術者と(3)により増員する担当技術者を出席させること。

(5) 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合には、受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書(様式5)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

なお、今後の入札参加資格の制限を行うことがある。

(6) 上記(1)の第三者の企業及び照査技術者に要求される資格は以下とする。

ア 近畿中国森林管理局における令和7・8年度に係る一般競争参加資格の「建設コンサルタント」の認定を受けていること。

また、建設コンサルタント登録規程に基づく森林土木部門の登録を受けていること。

イ 近畿中国森林管理局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。請負者との関係において、以下のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係：親会社と子会社の関係にある
：親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

(イ) 人的関係：一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている。

エ 照査を行う第三者の照査技術者は、請負者が配置する照査技術者と同等以上の能力と経験を有する者であること。

- ・照査技術者と同等の同種業務実績を有する者であること。
- ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者であること。

17. 品質確保基準価格

(1) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から近畿中国森林管理局長が定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)により、その価格を下回った場合は、「17. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。

(2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

18. 契約書作成の可否等

本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象業務である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願(別紙様式)を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合は

ある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
(落札者が決定したときは、遅滞なく(7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。)

19. 支払条件

(1) 前金払：有

(2) 部分払：有(落札者の選択事項であり、落札者決定後契約前に選択するものとする。)

20. 関連情報を入手するための照会窓口

別表1の5のとおり。

21. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、5.の(1)の競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者から当該業務に従事する技術者を選定し配置すること。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。

(4) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。

(5) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

[システム操作・接続確認等の問い合わせ先]

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)

電話：048-254-6031

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

(6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(9) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、近畿中国森林管理局ホームページに掲載している仕様書とする。

(10) 本業務請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業業務請負契約約款(別表1の8)」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別表 1

業務名：上秋津治山観測調査業務

1 競争参加資格	格付年度：令和7・8年度 格付内容：建設コンサルタント 等級：A等級、B等級
2 同種業務	実績期間：平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種業務 同種業務：治山流域別調査又は治山全体計画調査業務、地すべり機構調査業務、治山事業における溪間工又は山腹工の測量設計業務
3 業務成績評定点の平均点	期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日
4 所在地	近畿中国森林管理局管内
5 申請書等	提出期間：令和8年2月13日から令和8年2月27日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで 提出場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 電話：050-3160-6700 メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和8年2月12日から令和8年3月25日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和8年3月23日 9時00分 入札締切 令和8年3月26日 10時00分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和8年3月26日 10時00分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和8年3月26日 10時15分 開札場所：近畿中国森林管理局2階 第1会議室
8 国有林野事業業務請負契約約款	令和4年11月1日以降に締結する設計等業務の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

別表 2

業務名：上秋津治山観測調査業務

1 競争参加資格の有無通知日	令和8年3月6日までに通知する
2 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明	提出期限：令和8年3月17日17時00分 説明回答：令和8年3月25日までに回答する 閲覧期間：令和8年3月25日から令和8年3月31日まで (休日を除く。)の9時00分から17時00分まで
3 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問	受領期間：令和8年2月13日から令和8年3月18日まで (休日を除く。)の9時00分から17時00分まで

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 66 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式 1 - 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇業務に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと、入札公告の 2. (4)、(9) 及び (11) の条件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の 2 (5) に定める同種業務の実績を記載した書面
(様式 2 - 1 及び添付資料)
- 2 入札公告の 2 (6) に定める工事成績評定通知書 (様式 2 - 2 及び添付資料)
- 3 入札公告の 2 (7) に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面
(様式 3 及び添付資料)
- 4 入札公告の 2 (3) に定める森林土木部門の登録を受けていることが確認できる資料
- 5 入札公告の 2 (10) に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料

〇/〇

様式 1 - 2

(用紙 A4)

添付書類一覧

様式名称	添付書類	提出確認	(省略する場合)
様式 2 - 1	同種業務の契約書 (写)	提出 / 省略	【記載例】〇〇年度〇〇地区〇〇業務 (〇月〇日公告) において提出済み。(内容に異同はない。)
	同種業務に従事したことが確認できる書類 (写)	提出 / 省略	
	業務成績評定通知書 (写)	提出 / 省略	
様式 2 - 2	業務成績評定通知書 (写)	提出 / 省略	
様式 3	同種業務の契約書 (写)	提出 / 省略	
	同種業務に従事したことが確認できる書類 (写)	提出 / 省略	
	同種業務に従事したことが確認できる書類 (写) 技術者として従事したことが確認できる届出書 (写)	提出 / 省略	
	業務成績評定通知書 (写)	提出 / 省略	
<p>(注 1)</p> <p>別紙様式 2 - 1、2 - 2 及び 3 の添付書類について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、提出を省略することができることとする。この場合は、提出確認欄において「省略」を丸囲みの上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。</p> <p>なお、当該年度において、初参加の入札の場合は、提出確認欄において「提出」を丸囲みの上、添付書類を提出すること。</p> <p>(注 2)</p> <p>入札公告において明示した資格又は実績 (以下「資格等」という。) を業務実績情報システム (TECRIS) の登録が完了している業務により確認できる場合は、別紙様式 2 - 1 及び 3 の TECRIS 登録の有無欄 TECRIS 登録番号を記載することにより、契約書の写しや当該業務に従事したことが確認できる資料の添付を省略できるものとする。</p> <p>ただし、資格等を TECRIS で確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。</p>			

同種業務の実績

会社名：

項目・番号			
業務名等	業務名		
	発注機関名		
	業務場所	(府県名・市町村名)	
	契約金額		
	履行期間	年月日～年月日	
	TECRIS 登録の有無	有 (TECRIS 登録番号)・無	
同種業務の内容等	業務の内容		
	業務の履行条件ほか		
	過去3年間(令和4年度から令和6年度)の近畿中国森林管理局長が発注した同種業務の受注実績の業務成績評定の平均点(60点未満を含む) 点 / 該当無し		

(備考)

- 同種業務の実績については、平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種業務の中から、代表的なものを1件記載する。業務の種別については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を参照すること。
ただし、同種業務の要件が複数(例:「治山事業における渓間工及び山腹工の測量設計業務外」及び「林道事業における〇〇測量設計業務」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種業務の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務1件でよい。)
同種業務実績においては、①業務実績として記載した業務に係る契約書の写し(業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分)、②同種業務が確認できる書類の写し(仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該業務が(一財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、業務カルテの写し(①、②が確認できる部分)を同種業務実績の証明とすることができる。
- TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できるものとする。ただし、入札公告において明示した内容をTECRIS で確認できない場合及びTECRIS 登録を「無」とした場合は、この限りではない。
- 森林管理局長等が発注した同種業務であって、業務成績評定通知書がある場合は写しを添付すること。ただし、業務成績評定点が60点以上のものに限る。

過去3年間の近畿中国森林管理局長が発注した同種業務の受注実績（すべて記載すること）

〇〇株式会社

業務名				
発注機関				
履行場所				
履行期間				
契約金額				
業務概要				
業務成績評定点				
低入札価格 調査基準価格又は 品質確保基準価格 を下回る入札の該 当	有・無	有・無	有・無	有・無

(〇/〇)

項目・名称		管理技術者			照査技術者		
氏名							
最終学歴		学校名	学科名	〇〇年卒業	学校名	学科名	〇〇年卒業
実務経験年数							
法令による資格等							
同種業務の経験の概要	業務名						
	発注機関						
	業務場所						
	契約金額						
	履行期間						
	従事役職	管理技術者又は照査技術者、担当技術者を記載する					
	業務内容						
	業務成績						
	TECRIS 登録の有無	有 (TECRIS 登録番号)・無					

配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。

同種業務の経験の概要については、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間で、完成・引渡し完了した同種業務の中から、配置予定技術者が管理技術者又は照査技術者、担当技術者として従事した代表的なものを 1 件記載する。業務の種別については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を参照すること。なお、複数の同種業務の経験（例：「治山事業における溪間工及び山腹工の測量設計業務外」及び「林道事業における〇〇測量設計業務」）を必要とする場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、経験を記載すること（一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種業務の経験等と見なさないで注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務 1 件でよい。）。配置予定技術者の同種業務経験については、①業務経験として記載した業務に係る契約書の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分）、②同種業務が確認できる書類の写し（仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分）、③管理技術者又は照査技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事経験が確認できる部分）を添付すること。なお、当該業務が（一財）日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、その内容が①、②、③を確認できる場合は、業務カルテの写し（①、②、③が確認できる部分）を同種業務経験の証明とすることができる。TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料及び当該業務に技術者として従事したことが確認できる届出書の添付を省略できるものとする。ただし、入札公告において明示した内容を TECRIS で確認できない場合及び TECRIS 登録を「無」とした場合は、この限りではない。森林管理局長等が発注した同種業務であって、業務成績評定通知書がある場合は写しを添付すること。ただし、業務成績評定点が 60 点以上のものに限る。配置予定技術者が有する資格（技術士、林業技士、RCCM）について確認できる資料（登録証の写しなど）を添付すること。

様式 4

予定管理技術者の経歴及び能力

会社名：〇〇〇〇

氏名			生年月日		
所属・役職					
保有する技術者資格（資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日）					
過去 15 年間の同種業務における技術者としての従事実績					
従事技術者の別	管理技術者	管理技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
業務名					
発注機関名					
履行場所					
履行期間					
契約金額					
業務概要					
業務成績評定点					
管理技術者成績評定点					
照査技術者成績評定点					
TECRIS 登録の有無	有 (TECRIS 登録番号) ・ 無				
継続教育に対する取組状況					
森林分野の取得単位：〇〇CPD ポイント			森林分野以外の取得単位：〇〇CPD ポイント		
手持ち業務の状況（〇〇年〇〇月〇〇日現在）					
業務名	発注機関	履行場所	履行期間	契約金額	
				円	
				円	
計			件	円	

- 1) 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。
- 2) 同種業務の経歴の概要については、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間で、完成・引渡し完了した同種業務において、予定管理技術者が管理技術者として従事した業務の実績（契約金額が 1 百万円以上のものに限る）を最大 3 件記載する。なお、同種業務に従事した実績はあるが管理技術者として従事した実績がない場合は、照査技術者、担当技術者として従事した実績を記載する。業務の種別については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を参照すること。なお、複数の同種業務の経験（例：「地すべり機構調査」及び「〇〇治山測量設計業務」）を必要とする場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、経験を記載すること（一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種業務の経験等と見なさないもので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務 1 件でよい。）。配置予定技術者の同種業務経験については、①業務経験として記載した業務に係る契約書の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分）、②同種業務が確認できる書類の写し（仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分）、③管理技術者又は照査技術者、担当技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事経験が確認できる部分）を添付すること。なお、当該業務が（一財）日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、その内容が①、②、③を確認できる場合は、業務カルテの写し（①、②、③が確認できる部分）を同種業務経験の証明とすることができる。
- 3) TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略で

- きるものとする。ただし、上記2)で明示した内容をTECRISで確認できない場合及びTECRIS登録を「無」とした場合は、この限りではない。
- 4) 森林管理局长等が発注した同種業務であって、業務成績評定通知書がある場合は写しを添付すること。ただし、業務成績評定点が60点以上のものに限る。
 - 5) 配置予定技術者が有する資格(技術士、林業技士、RCCM)について確認できる資料(登録証の写しなど)を添付すること。
 - 6) 継続教育に対する取組状況について。令和4年4月1日から令和7年3月31日における予定管理技術者の取得単位を証明する資料の写しを添付すること。

〇/〇

様式 5

支出負担行為担当官 局長

品質証明書

1 業務の名称

2 開札日 令和 年 月 日

上記業務の実施にあたり、成果品の品質確保を図り、責任を持って履行いたします。

また、当該業務の不履行により、発注者に損害を与えた場合は、当社の責任において損害を補填いたします。

なお、損害補填の期間は契約締結日の翌日から当該業務に係る工事が完了するまでといたします。

令和 年 月 日

住 所
商号及び名称 ○○株式会社
代表者氏名 (直筆署名)

苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代 表 者 名)

1 苦情申立ての対象となる契約名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

注1 この申立書は、原則として電子メールにより提出してください。

2 この申立書（申立者の名称及び住所を含む）は、苦情の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに閲覧に供する方法により公表されます。

再 苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代 表 者 名)

1 再苦情申立ての対象となる契約名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

注1 この申立書は、原則として電子メールにより提出してください。

2 この申立書（申立者の名称及び住所を含む）は、再苦情の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに公表されます

3 また、公表に際しては、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書も併せて公表されま
す。

別紙様式

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

紙契約方式への変更承諾願

貴署（所）発注の〇〇〇工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。